

# 参 考 資 料

- 秋田市の日常生活圏域
- 日常生活圏域別の人口、高齢化率等
- 日常生活圏域ニーズ調査の概要
- 第7次高齢者プラン策定経過
- 秋田市社会福祉審議会高齢者専門分科会  
秋田市介護保険運営協議会委員名簿
- 秋田市社会福祉審議会条例
- 秋田市社会福祉審議会運営要綱
- 秋田市介護保険運営協議会設置要綱

# 秋田市の日常生活圏域

## 北圏域

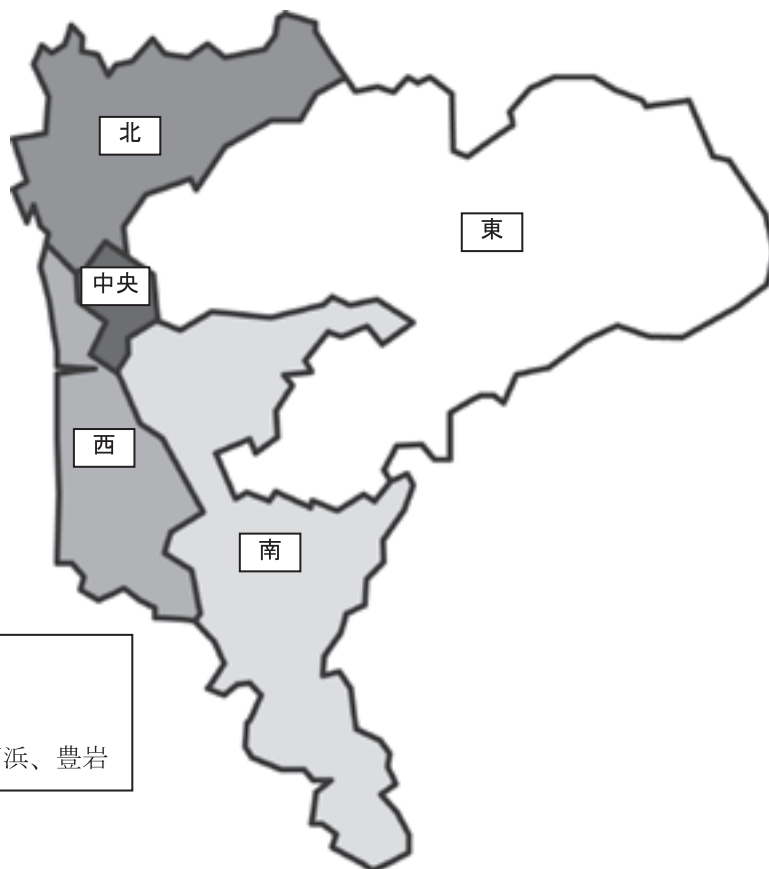
寺内、外旭川、土崎、将軍野、港北、  
飯島、金足、下新城、上新城

## 東圏域

東通、手形、手形山、泉（ＪＲ線東側）、  
旭川、新藤田、濁川、添川、山内、仁別、  
広面、柳田、横森、桜、桜ガ丘、桜台、  
下北手、太平、大平台、河辺

## 中央圏域

大町、旭北、旭南、  
川元、川尻、山王、  
高陽、保戸野、  
泉（ＪＲ線西側）、  
千秋、中通、南通、  
檜山、茨島、八橋



## 西圏域

新屋、勝平、浜田、下浜、豊岩

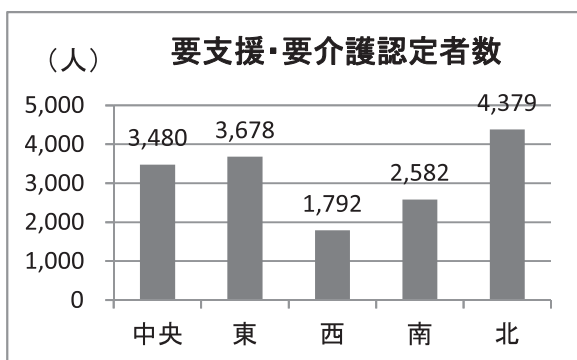
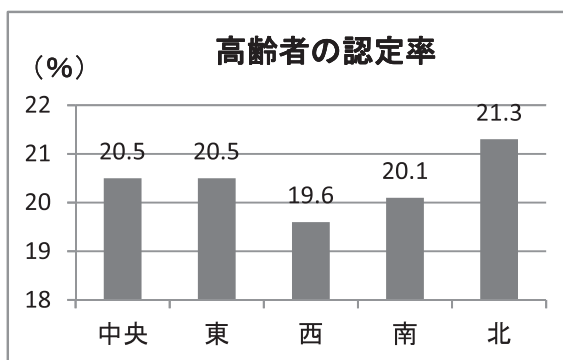
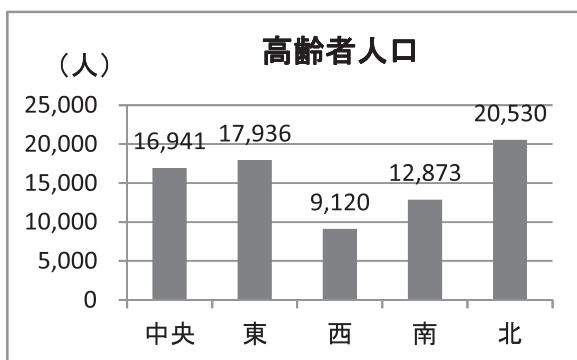
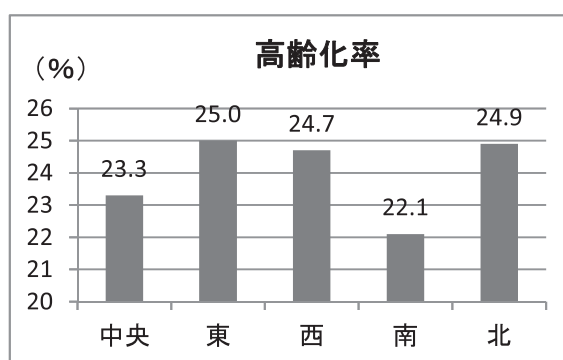
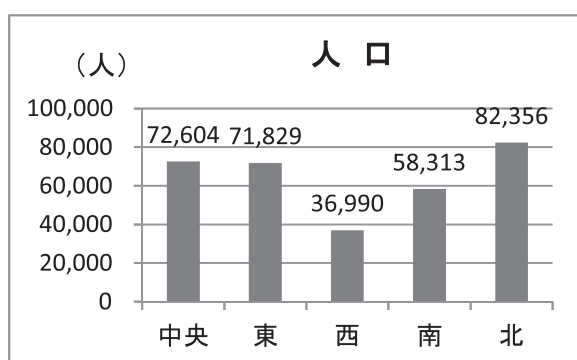
## 南圏域

牛島、卸町、大住、仁井田、御野場、御所野、  
四ツ小屋、上北手、山手台、雄和

# 日常生活圏域別の人口、高齢化率等

(平成23年4月1日現在)

| 圏域 | 人口(人)<br>A | 高齢者人口(人)<br>B | 要支援・要介護認定者数(人)<br>C | 高齢化率(%)<br>B/A | 高齢者の認定率(%)<br>C/B |
|----|------------|---------------|---------------------|----------------|-------------------|
| 中央 | 72,604     | 16,941        | 3,480               | 23.3           | 20.5              |
| 東  | 71,829     | 17,936        | 3,678               | 25.0           | 20.5              |
| 西  | 36,990     | 9,120         | 1,792               | 24.7           | 19.6              |
| 南  | 58,313     | 12,873        | 2,582               | 22.1           | 20.1              |
| 北  | 82,356     | 20,530        | 4,379               | 24.9           | 21.3              |
| 合計 | 322,092    | 77,400        | 15,911              | 24.0           | 20.6              |



# 日常生活圏域ニーズ調査の概要

## 1 実施状況

### (1) 調査の趣旨

日常生活圏域ごとに高齢者の課題やニーズ等を把握し、第7次高齢者プラン策定の基礎資料とするため。

### (2) 調査設計と調査票の回収状況等

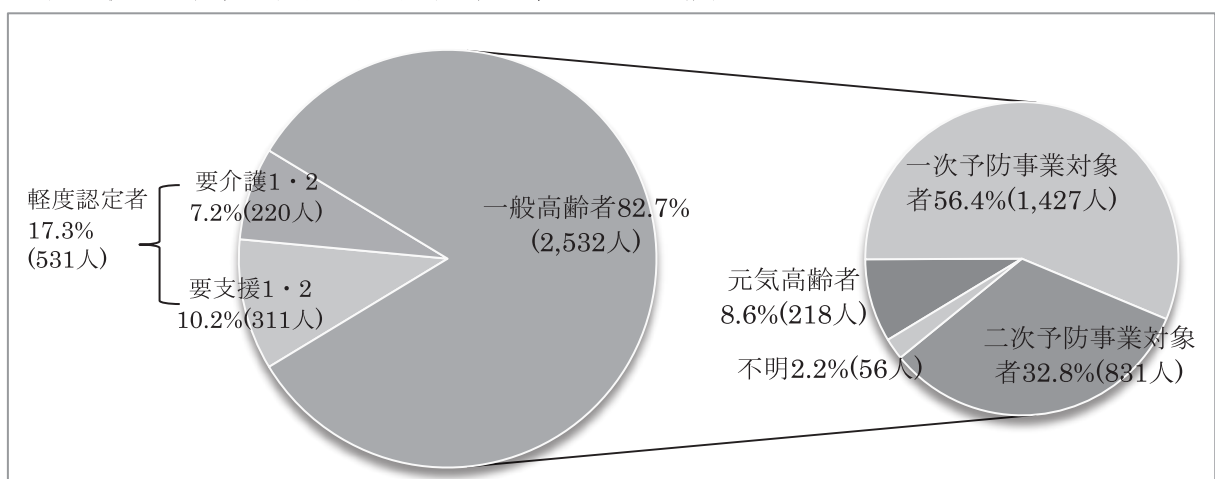
|         |                                              |
|---------|----------------------------------------------|
| 調査項目    | 国が示した設問 89 項目 ※調査票（133 ページ）参照                |
| 調査対象者   | 秋田市に居住する第1号被保険者（要介護3～5を除く）                   |
| 抽出方法    | 中央・東・西・南・北の5つに分けた「日常生活圏域」ごとに800名ずつ計4,000名を抽出 |
| 配布・回収方法 | 郵送による調査票の配布、回収                               |
| 調査の期間   | 平成23年8月5日～15日                                |

### 調査の有効回答数・回答率

| 圏域名  | 対象者数（人） | 配布数（人） | 有効回答数（人） | 回答率（%） |
|------|---------|--------|----------|--------|
| 全 域  | 74,476  | 4,000  | 3,063    | 76.6   |
| 中央圏域 | 16,281  | 800    | 630      | 78.8   |
| 東圏域  | 17,456  | 800    | 601      | 75.1   |
| 西圏域  | 8,753   | 800    | 628      | 78.5   |
| 南圏域  | 12,177  | 800    | 600      | 75.0   |
| 北圏域  | 19,809  | 800    | 604      | 75.5   |

※対象者数は平成23年6月30日現在

### 認定状況別有効回答者の割合（全域：3,063 人の内訳）



※調査結果における高齢者の表記方法について

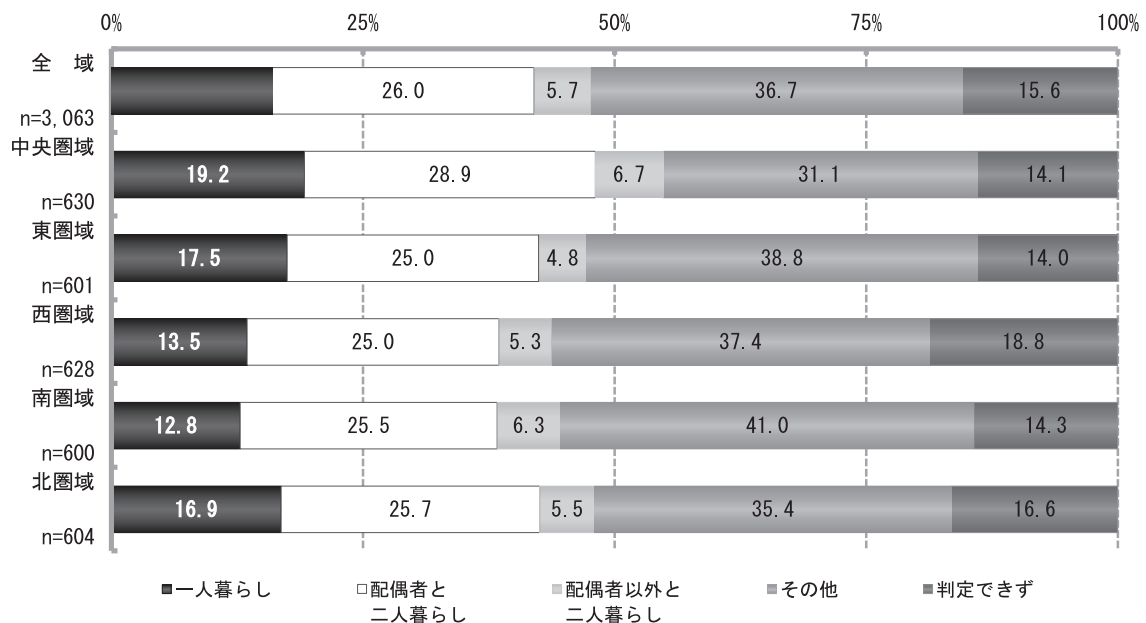
電算処理の設定条件に合わせ、高齢者を次のとおり表記しています。

| 電算処理の設定条件  |       |                                              | 表記方法        |         |
|------------|-------|----------------------------------------------|-------------|---------|
| 一次予防事業対象者  | 元気高齢者 | 問 8-1 (1) and 下記条件（一次予防事業対象者、二次予防事業対象者）の非該当者 | 「元気高齢者」     | 「一般高齢者」 |
|            | 上記以外  | 問 8-1 (1 以外) and 下記条件（二次予防事業対象者）の非該当者        | 「一次予防事業対象者」 |         |
| 二次予防事業対象者  |       | 国が示した基本チェック判定条件の該当者                          | 「二次予防事業対象者」 |         |
| 要支援・要介護認定者 |       | ※この調査の対象は要支援 1・2 および要介護 1・2                  | 「軽度認定者」     |         |

## 2 調査結果

### (1) 家族構成

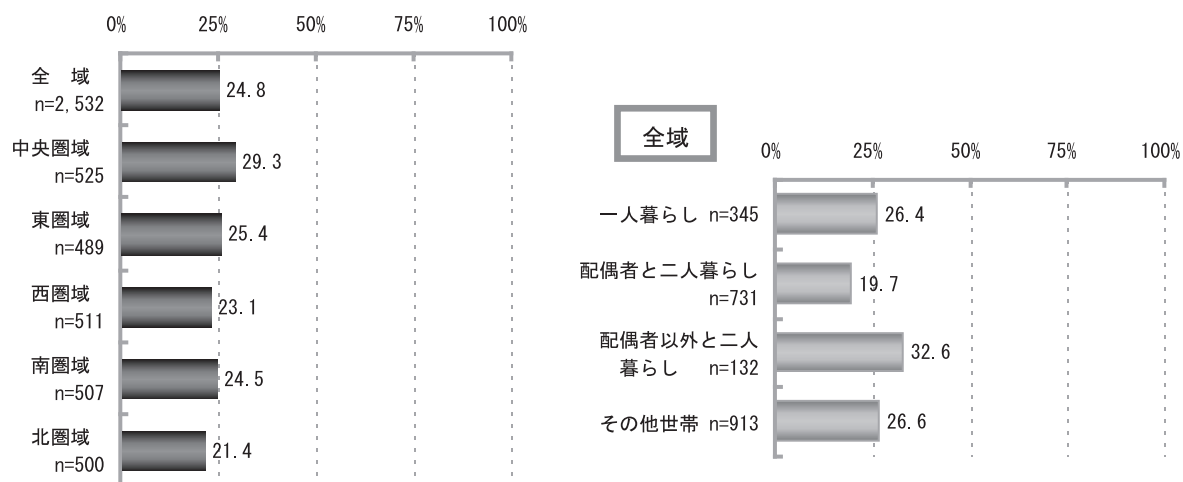
「一人暮らし」「配偶者と二人暮らし」「配偶者以外と二人暮らし」の世帯では家族の協力が得られにくく、地域の支援“共助”や公的な支援“公助”を必要としています。中央圏域が高齢者サービス等の共助や公助を必要とする世帯が最も多い圏域となっています。



### (2) 転倒リスク保有者の状況

転倒リスク保有者の割合は、一般高齢者においては各圏域で 20%を超えています。また、一般高齢者の中でも家族の協力が望めず最も支援が必要となる「一人暮らし」世帯でのリスク保有者の割合は、全域では 26.4%となっています。

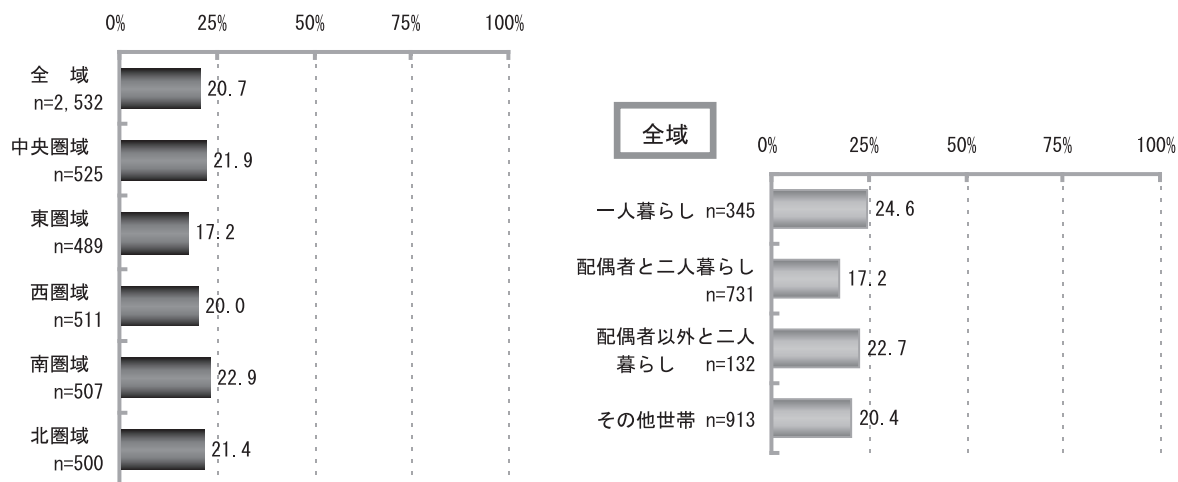
転倒リスク保有者の割合（一般高齢者、圏域別・家族構成別）



### （３）口腔機能リスク保有者の状況

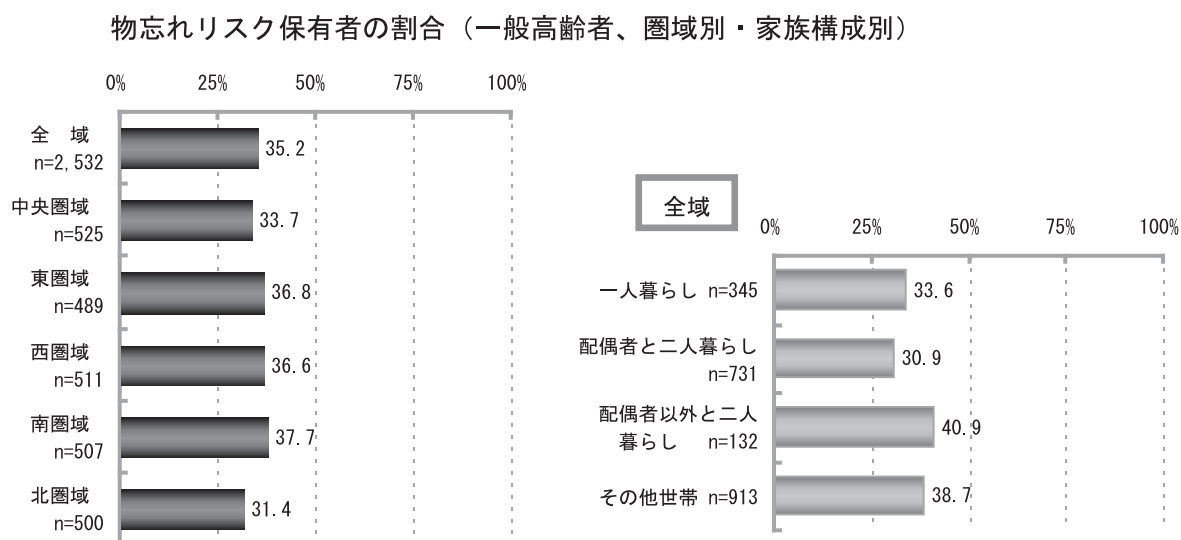
口腔機能リスク保有者の割合は、一般高齢者においては東圏域を除く４圏域で20%を超え、また、「一人暮らし」世帯でのリスク保有者の割合は、全域では24.6%となっています。

口腔機能リスク保有者の割合（一般高齢者、圏域別・家族構成別）



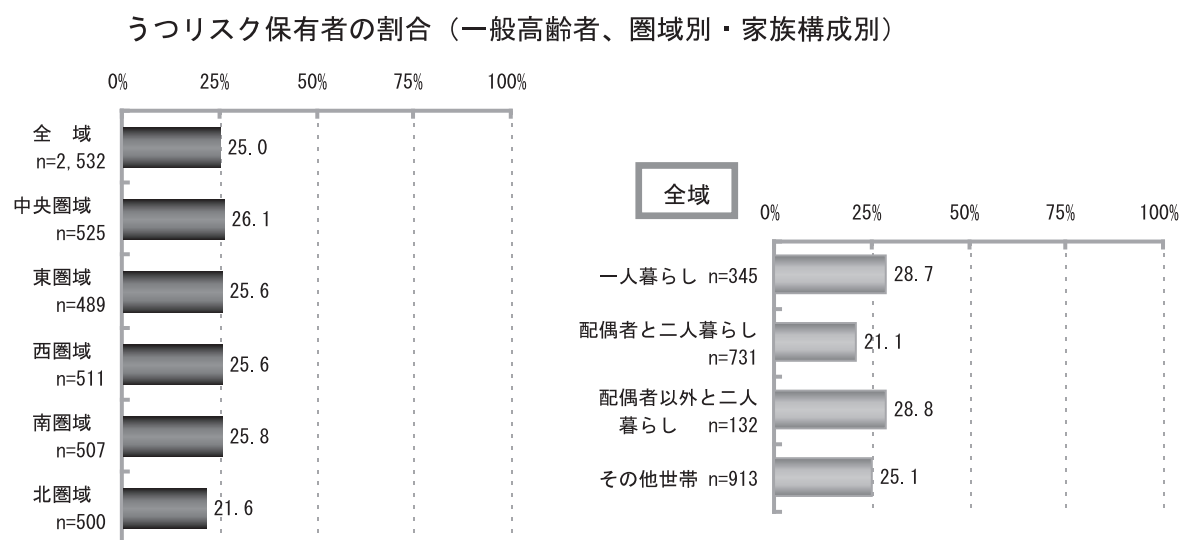
#### (4) 物忘れリスク保有者の状況

物忘れリスク保有者の割合は、一般高齢者においては各圏域で 30%を超え、また、「一人暮らし」世帯でのリスク保有者の割合は、全域では 33.6%となっています。



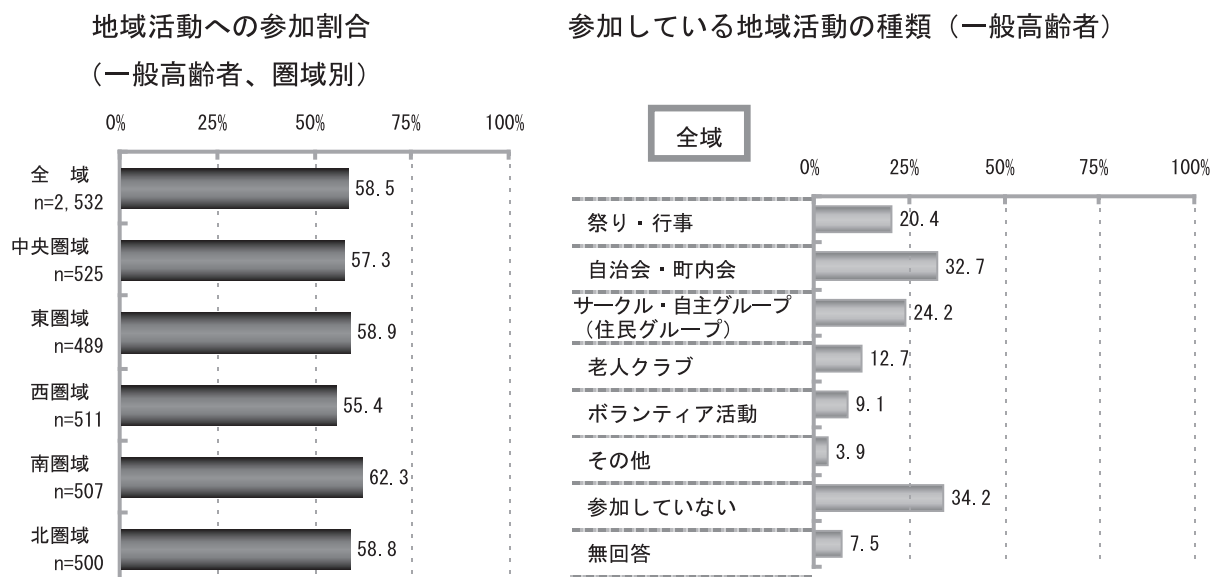
#### (5) うつリスク保有者の状況

うつリスク保有者の割合は、一般高齢者においては各圏域で 20%を超え、また、「一人暮らし」世帯でのリスク保有者の割合は、全域では 28.7%となっています。



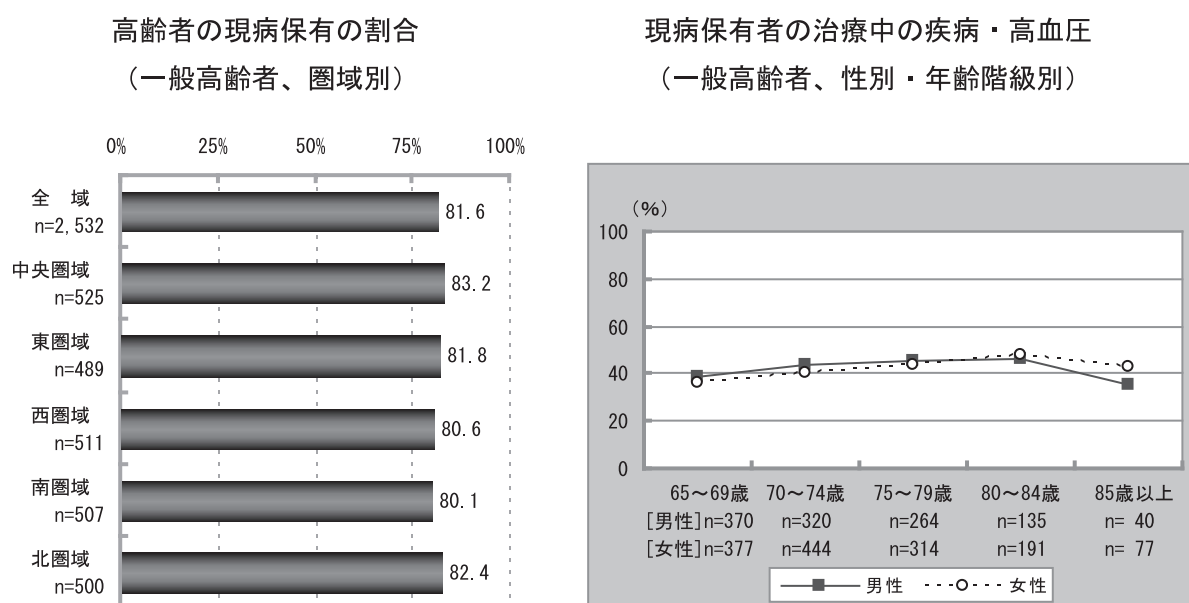
## （６）地域活動への参加状況

地域の自治会・町内会や祭り・行事などの地域活動へ参加している高齢者の割合は、一般高齢者においては各圏域で 50%を超えています。全域では、自治会・町内会への参加が最も高く、ボランティア活動への参加は 9.1%となっています。



## （７）現在治療中の疾患の状況

現在治療中の疾患を持つ一般高齢者の割合は、全域では 81.6%となっており、治療中の疾病は、男女ともに「高血圧」の治療割合が 4 割前後と最も高い状況です。

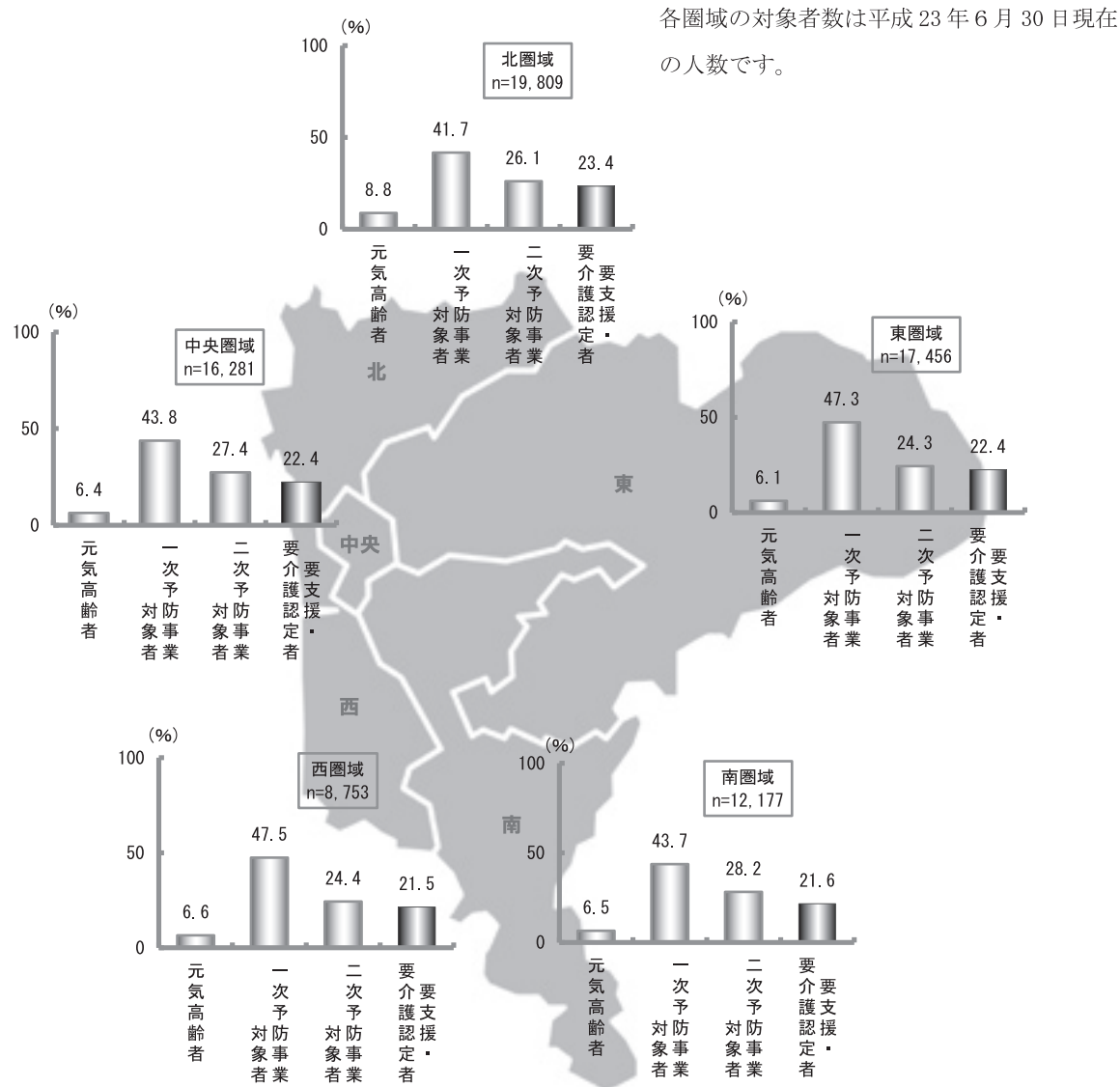




### 3 調査結果からみえる課題等

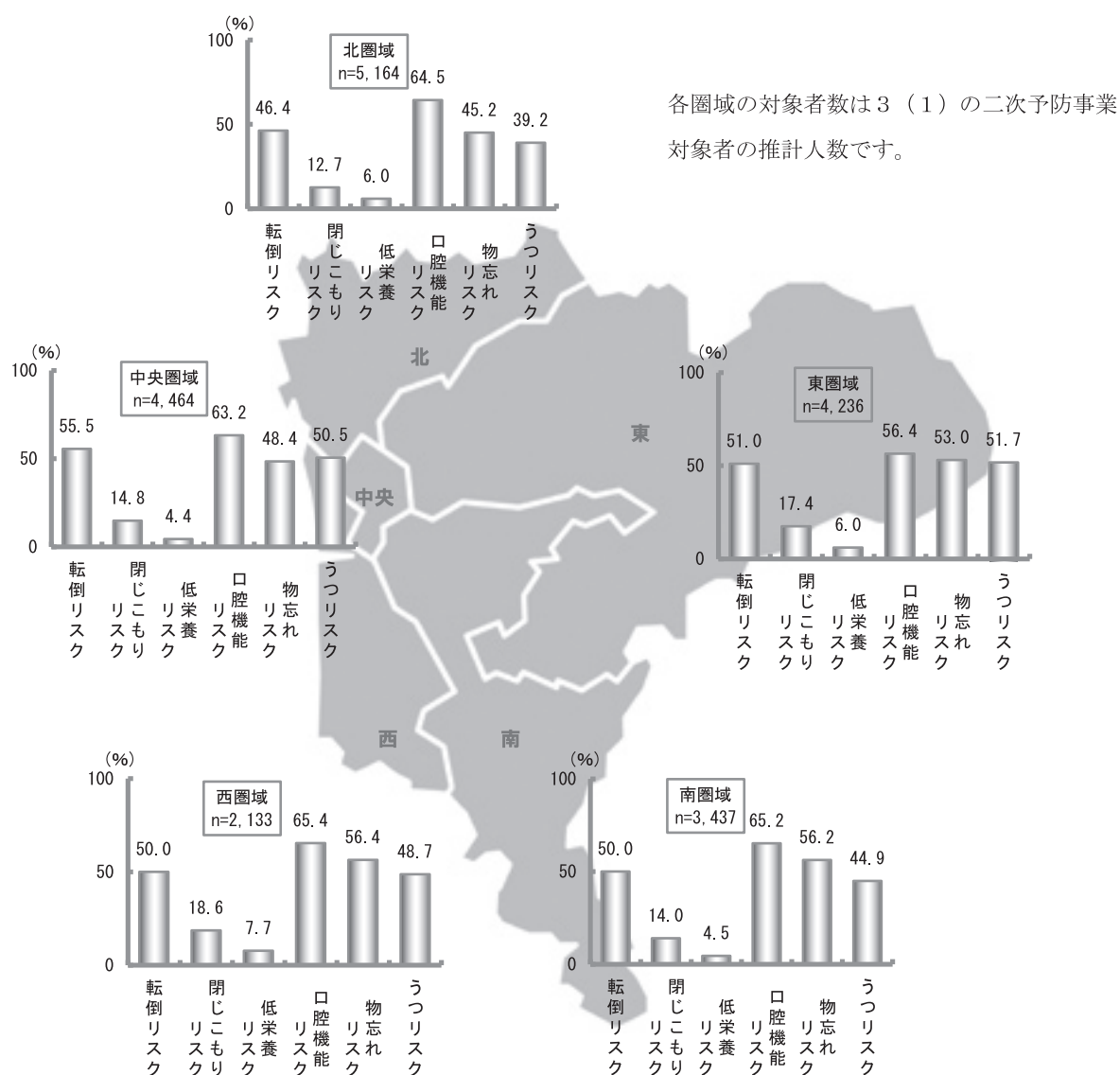
#### (1) 健康度からみた高齢者像の課題

健康度からみた高齢者像の割合は、「二次予防事業対象者」、「要支援・要介護認定者」は5圏域とも20%台、「一次予防事業対象者」は5圏域とも40%台となっています。そこで、「二次予防事業対象者」を悪化させないように、また、「一次予防事業対象者」を「元気高齢者」へと引き上げることが重要です。



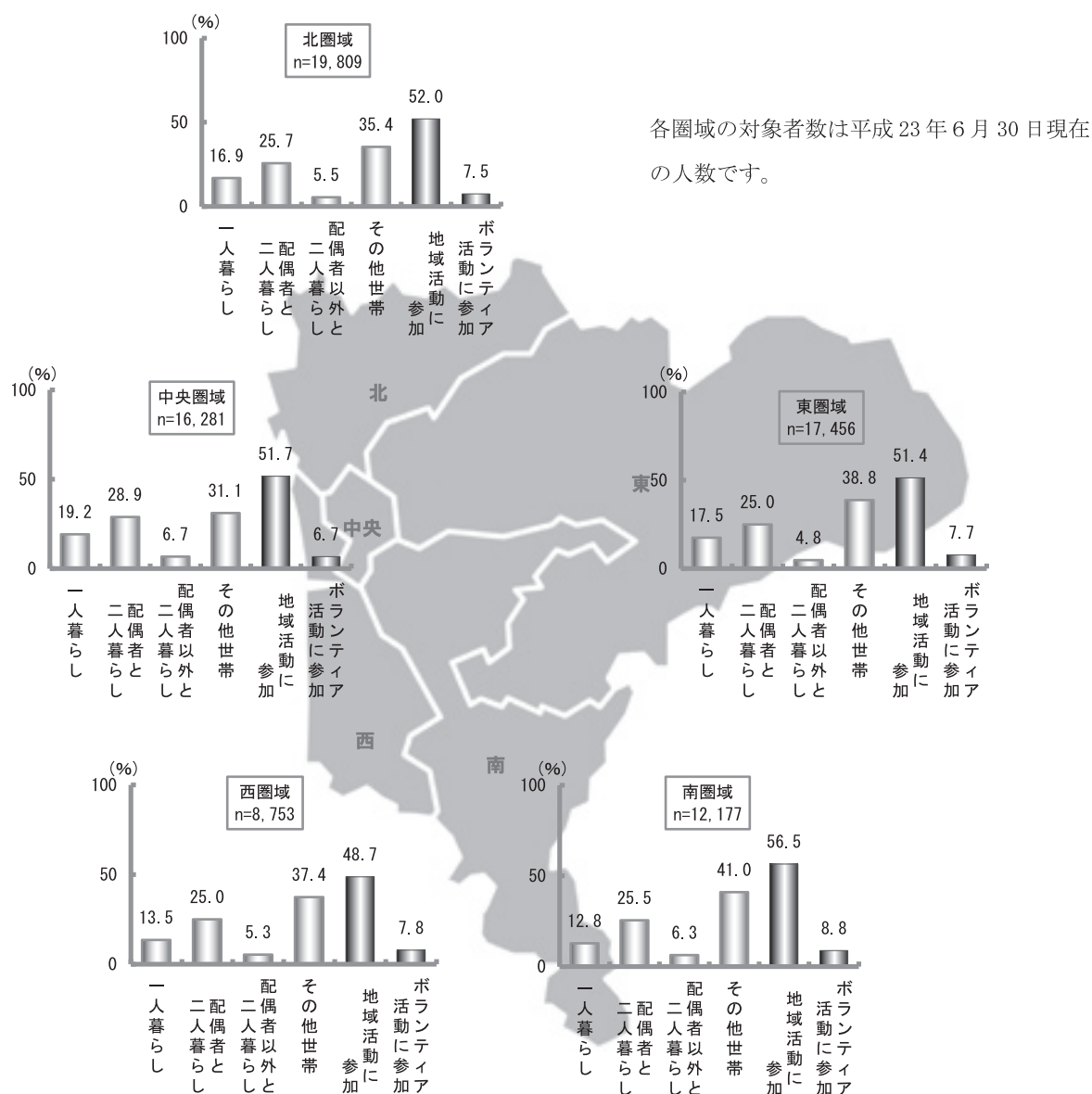
## (2) 二次予防事業対象者のリスク内訳からの課題

二次予防事業対象者の各種リスクの割合をみると、5圏域とも「物忘れリスク」「転倒リスク」「うつリスク」「口腔機能リスク」が40%弱を超え、上位4位を占めています。「転倒リスク」と「物忘れリスク」「うつリスク」は相互に関連するリスクであることから、中年期からの骨量、筋力の増加や口腔機能、咀嚼力の向上により脳への刺激を増やすことが重要です。また、高齢者にとって会話は手軽に口を動かす運動となることから、会話によって口腔機能の低下を予防することも有効です。



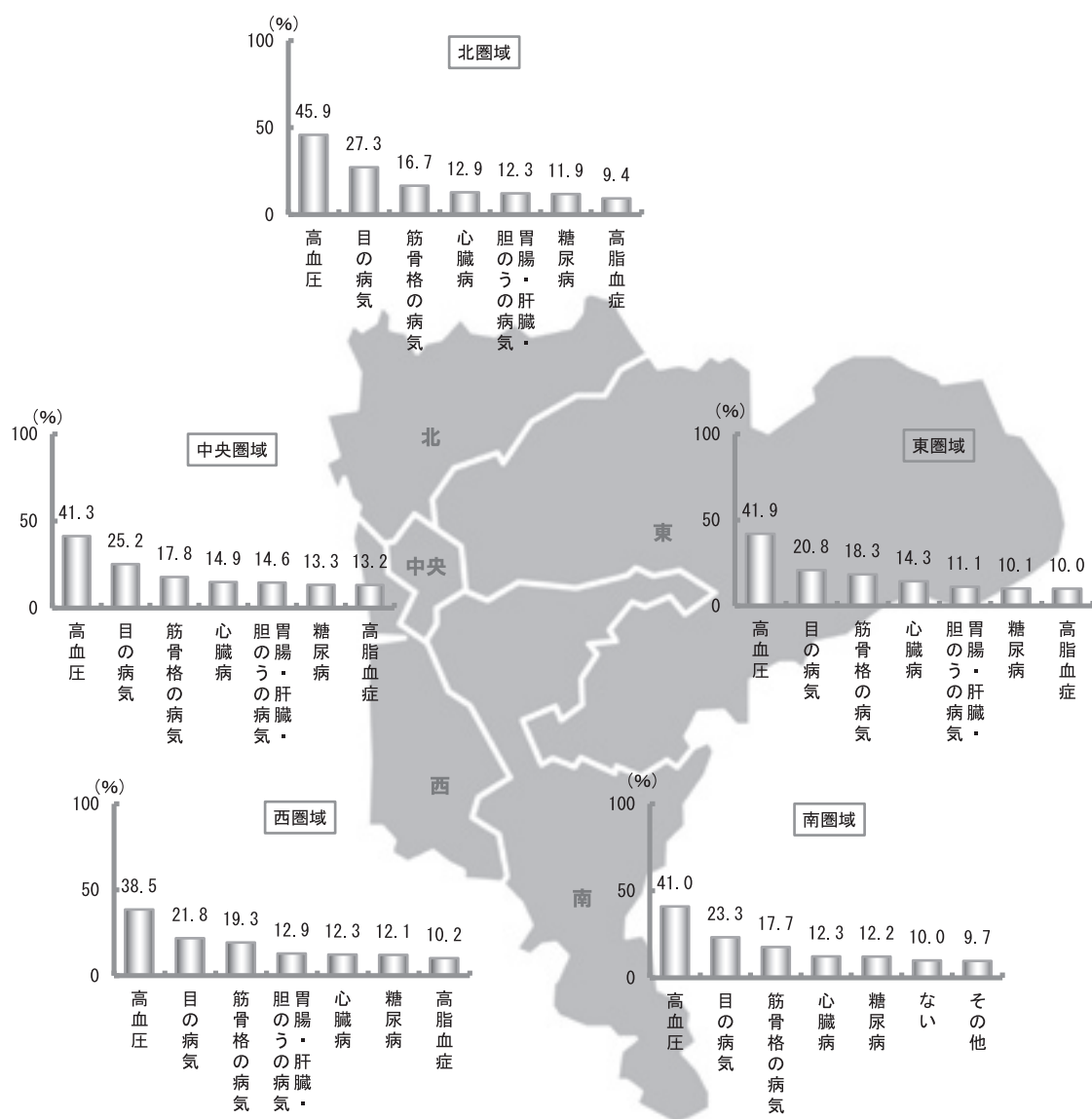
### (3) 世帯状況と地域活動からの課題

高齢者の世帯状況をみると、5圏域とも「その他世帯」が圧倒的に多くなっています。「一人暮らし」世帯は5圏域とも10%台であることから、ボランティアなどによる地域予防支援が有効です。そこで、ボランティア活動への参加割合をみると、6.7～8.8%と一人暮らし世帯の割合の2分の1～3分の1程度であり、今後の高齢者人口の増加に向けてもボランティアの拡充が必要となりますが、同世代のボランティア参加者による直接的な働きかけが参加に消極的な高齢者にとって身近で効果的です。



#### (4) 現在治療中の病名からみた課題

現在治療中の疾患の割合をみると、5圏域とも「高血圧」が40%前後で最も高い状況から、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療の周知徹底が重要です。下のグラフは、治療中の疾患（上位7種類）の状況を示しています。



(宛名ラベル)

★秋田市日常生活圏域ニーズ調査★

**【調査票 I】**

調査票記入後は、3つ折りにし同封の返信用封筒に入れて、8月15日(月)までに投函してください。

秋田市介護・高齢福祉課

## はじめに

日頃から秋田市の介護保険事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、3年に1度、「秋田市高齢者プラン」を策定し、高齢者福祉施策や介護保険事業の推進に取り組んでおります。このたび、平成24年度からの新たなプランを策定するにあたり、高齢者の方々のニーズや地域の課題を把握するために、「日常生活圏域ニーズ調査」を行うことにいたしました。

この調査は、市内を中央・東・西・南・北の5つに分けた「日常生活圏域」ごとに、65歳以上の方800名を抽出し、合計4,000名を対象に実施いたします。今後の本市の高齢者福祉施策の方向性や介護サービスの必要量を定めるための大切な調査ですので、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、ご回答いただいた方には、後日、回答結果を基にアドバイスを掲載した結果表を送付させていただく予定です。

なお、ご回答いただいた内容は健康情報という大切な個人情報であるという認識にたち、秋田市個人情報保護条例に基づく適正な取扱いを行います。

平成23年8月  
秋田市長 穂 積 志

## 記入に際してのお願い

- 1 この調査の対象者は、平成23年6月30日現在、65歳以上の方です。
- 2 ご回答にあたっては表紙ラベルのあて名のご本人についてお答えいただきますが、ご家族の方がご本人の代わりに回答されたり、一緒に回答されてもかまいません。
- 3 ご回答にあたっては質問をよくお読みいただき、該当する番号を○で囲み、数字を記入する欄は右詰め（例 

|   |   |   |
|---|---|---|
| 0 | 6 | 2 |
|---|---|---|

 kg）でご記入ください。
- 4 この調査で使う用語の意味は、以下の通りです。  
介護…介護保険のサービスを受けている場合のほか、認定を受けていない場合でも、常時ご家族などの援助を受けている状態  
介助…ご自分の意思により、一時的に他人に援助を頼んでいる状態
- 5 この調査についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。
- 6 調査票記入後は、3つ折りで同封の返信用封筒に入れてお送りください。

問合せ先 秋田市介護・高齢福祉課 企画管理担当  
電話（直通）866-2069

質問の該当する答えの番号に○をつけ、数字記入欄は数字を記入してください。

## 問1 あなたのご家族や生活状況について

Q1. 家族構成をお教えてください

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 1. 一人暮らし             | ⇒ Q2へ     |
| 2. 家族などと同居（二世帯住宅を含む） | ⇒ Q1-1、2へ |
| 3. その他（施設入居など）       | ⇒ Q2へ     |

（家族などと同居されている方のみ）

Q1-1. ご自分を含めて何人で暮らしていますか。また、同居されている方はどなたですか（いくつでも）

人

- |             |          |        |          |
|-------------|----------|--------|----------|
| 1. 配偶者(夫・妻) | 2. 息子    | 3. 娘   | 4. 子の配偶者 |
| 5. 孫        | 6. 兄弟・姉妹 | 7. その他 |          |

Q1-2.（家族などと同居されている方のみ）日中、一人になることがありますか

- |         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 1. よくある | 2. たまにある | 3. ない |
|---------|----------|-------|

Q2. あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

- |                                                     |           |
|-----------------------------------------------------|-----------|
| 1. 介護・介助は必要ない                                       | ⇒ Q3へ     |
| 2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない                         | ⇒ Q2-1へ   |
| 3. 現在、何らかの介護を受けている<br>（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む） | ⇒ Q2-1～3へ |

Q2-1.（介護・介助が必要な方のみ）介護・介助が必要になった主な原因はなんですか（いくつでも）

- |                                 |                 |                       |
|---------------------------------|-----------------|-----------------------|
| 1. 脳卒中（脳出血・脳梗塞等）                | 2. 心臓病          | 3. がん（悪性新生物）          |
| 4. 呼吸器の病気<br>（肺炎・肺がん等）          | 5. 関節の病気（リウマチ等） | 6. 認知症<br>（アルツハイマー病等） |
| 7. パーキンソン病                      | 8. 糖尿病          | 9. 視覚・聴覚障害            |
| 10. 骨折・転倒                       | 11. 脊椎損傷        | 12. 高齢による衰弱           |
| 13. その他（ <input type="text"/> ） | 14. 不明          |                       |

Q2-2.（介護・介助を受けている方のみ）主にどなたの介護・介助を受けていますか

- |             |          |                |                                |
|-------------|----------|----------------|--------------------------------|
| 1. 配偶者(夫・妻) | 2. 息子    | 3. 娘           | 4. 子の配偶者                       |
| 5. 孫        | 6. 兄弟・姉妹 | 7. 介護サービスのヘルパー | 8. その他（ <input type="text"/> ） |

Q2-3. (介護・介助を受けている方のみ) 主に介護・介助している方の年齢は、次のどれですか

- |          |           |           |          |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 1. 65歳未満 | 2. 65～74歳 | 3. 75～84歳 | 4. 85歳以上 |
|----------|-----------|-----------|----------|

Q3. 年金の種類は次のどれですか

- |         |                 |                 |
|---------|-----------------|-----------------|
| 1. 国民年金 | 2. 厚生年金(企業年金あり) | 3. 厚生年金(企業年金なし) |
| 4. 共済年金 | 5. 無年金          | 6. その他          |

Q4. 現在、収入のある仕事をしていますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q5. 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

- |        |          |             |           |
|--------|----------|-------------|-----------|
| 1. 苦しい | 2. やや苦しい | 3. ややゆとりがある | 4. ゆとりがある |
|--------|----------|-------------|-----------|

Q6. お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか

- |         |         |
|---------|---------|
| 1. 一戸建て | 2. 集合住宅 |
|---------|---------|

Q7. お住まいは、次のどれにあたりますか

- |       |           |                          |
|-------|-----------|--------------------------|
| 1. 持家 | 2. 民間賃貸住宅 | 3. 公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等) |
| 4. 借間 | 5. その他    |                          |

Q8. お住まい(主に生活する部屋)は2階以上にありますか

- |        |         |
|--------|---------|
| 1. はい  | ⇒ Q8-1へ |
| 2. いいえ | ⇒ 問2へ   |

Q8-1. (2階以上の方) お住まいにエレベーターは設置されていますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

## 問2 運動・閉じこもりについて

Q1. 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q2. 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|



Q3. 15分位続けて歩いていますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q4. 5m以上歩けますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q5. 週に1回以上は外出していますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q6. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q7. 外出を控えていますか

- |                   |
|-------------------|
| 1. はい     ⇒ Q7-1へ |
| 2. いいえ    ⇒ Q8へ   |

Q7-1. (外出を控えている方のみ) 外出を控えている理由は、次のどれですか (いくつでも)

- |                 |                   |                                 |
|-----------------|-------------------|---------------------------------|
| 1. 病気           | 2. 障害(脳卒中の後遺症など)  | 3. 足腰などの痛み                      |
| 4. トイレの心配(失禁など) | 5. 耳の障害(聞こえの問題など) | 6. 目の障害                         |
| 7. 外での楽しみがない    | 8. 経済的に出られない      | 9. その他 (                      ) |

Q8. 買物、散歩で外出する頻度はどのくらいですか (それぞれ1つ)

A 買物…

- |         |          |          |        |          |
|---------|----------|----------|--------|----------|
| 1. ほぼ毎日 | 2. 週4,5日 | 3. 週2,3日 | 4. 週1日 | 5. 週1日未満 |
|---------|----------|----------|--------|----------|

B 散歩…

- |         |          |          |        |          |
|---------|----------|----------|--------|----------|
| 1. ほぼ毎日 | 2. 週4,5日 | 3. 週2,3日 | 4. 週1日 | 5. 週1日未満 |
|---------|----------|----------|--------|----------|

Q9. 外出する際の移動手段は何ですか (いくつでも)

- |                                  |                  |          |
|----------------------------------|------------------|----------|
| 1. 徒歩                            | 2. 自転車           | 3. バイク   |
| 4. 自動車(自分で運転)                    | 5. 自動車(人に乗せてもらう) | 6. 電車    |
| 7. 路線バス                          | 8. 病院や施設のバス      | 9. 車いす   |
| 10. 電動車いす(カート)                   | 11. 歩行器・シルバーカー   | 12. タクシー |
| 13. その他 (                      ) |                  |          |

### 問3 転倒予防について

Q1. この1年間に転んだことがありますか

1. はい 2. いいえ

Q2. 転倒に対する不安は大きいですか

1. はい 2. いいえ

Q3. 背中が丸くなってきましたか

1. はい 2. いいえ

Q4. 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか

1. はい 2. いいえ

Q5. 杖を使っていますか

1. はい 2. いいえ

### 問4 口腔・栄養について

Q1. 6カ月間で2～3kg 以上の体重減少がありましたか

1. はい 2. いいえ

Q2. 身長と体重はどれくらいですか

身長    cm 体重    kg

Q3. 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか

1. はい 2. いいえ

Q4. お茶や汁物等でむせることがありますか

1. はい 2. いいえ

Q5. 口の渇きが気になりますか

1. はい 2. いいえ

Q6. 歯磨き（人にやってもらう場合も含む）を毎日していますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q7. 定期的に歯科受診（健診を含む）をしていますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q8. 入れ歯を使用していますか

- |                       |
|-----------------------|
| 1. はい      ⇒ Q8-1, 2へ |
| 2. いいえ    ⇒ 問5へ       |

Q8-1.（入れ歯のある方のみ）噛み合わせは良いですか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q8-2.（入れ歯のある方のみ）毎日入れ歯の手入れをしていますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

## 問5 物忘れについて

Q1. 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q2. 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q3. 今日が何月何日かわからない時がありますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q4. 5分前のことが思い出せますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q5. その日の活動（食事をする、衣服を選ぶなど）を自分で判断できますか

- |                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| 1. 困難なくできる                | 2. いくらか困難であるが、できる |
| 3. 判断するときに、他人からの合図や見守りが必要 | 4. ほとんど判断できない     |

Q6. 人に自分の考えをうまく伝えられますか

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| 1. 伝えられる     | 2. いくらか困難であるが、伝えられる |
| 3. あまり伝えられない | 4. ほとんど伝えられない       |

## 問6 日常生活について

Q1. バスや電車で一人で外出していますか（自家用車でも可）

1. できるし、している      2. できるけどしていない      3. できない

Q2. 日用品の買物をしていますか

1. できるし、している      2. できるけどしていない      3. できない

Q3. 自分で食事の用意をしていますか

1. できるし、している      2. できるけどしていない      3. できない

Q4. 請求書の支払いをしていますか

1. できるし、している      2. できるけどしていない      3. できない

Q5. 預貯金の出し入れをしていますか

1. できるし、している      2. できるけどしていない      3. できない

Q6. 食事は自分で食べられますか

1. できる      2. 一部介助（おかずを切ってもらうなど）があればできる      3. できない

Q7. 寝床に入るとき、何らかの介助を受けますか

1. 受けない      2. 一部介助があればできる      3. 全面的な介助が必要

Q8. 座っていることができますか

1. できる      2. 支えが必要      3. できない

Q9. 自分で洗面や歯磨きができますか

1. できる      2. 一部介助があればできる      3. できない

Q10. 自分でトイレができますか

1. できる      2. 一部介助（他人に支えてもらう）があればできる      3. できない

Q11. 自分で入浴ができますか

1. できる      2. 一部介助（他人に支えてもらう）があればできる      3. できない

Q12. 50m以上歩けますか

1. できる      2. 一部介助（他人に支えてもらう）があればできる      3. できない

Q13. 階段を昇り降りできますか

1. できる                      2. 介助があればできる                      3. できない

Q14. 自分で着替えができますか

1. できる                      2. 介助があればできる                      3. できない

Q15. 大便の失敗がありますか

1. ない                      2. ときどきある                      3. よくある

Q16. 尿もれや尿失禁がありますか

1. ない                      2. ときどきある                      3. よくある

Q17. 家事全般ができていますか

1. できている                      2. できていない

## 問7 社会参加について

Q1. 年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか

1. はい                      2. いいえ

Q2. 新聞を読んでいますか

1. はい                      2. いいえ

Q3. 本や雑誌を読んでいますか

1. はい                      2. いいえ

Q4. 健康についての記事や番組に関心がありますか

1. はい                      2. いいえ

Q5. 友人の家を訪ねていますか

1. はい                      2. いいえ

Q6. 家族や友人の相談にのっていますか

1. はい                      2. いいえ

Q7. 何かあったときに、家族や友人・知人などに相談をしていますか

- |        |         |
|--------|---------|
| 1. はい  | ⇒ Q7-1へ |
| 2. いいえ | ⇒ Q8へ   |

Q7-1. (相談している方のみ) 相談相手を教えてください (いくつでも)

- |              |           |                |                |
|--------------|-----------|----------------|----------------|
| 1. 配偶者 (夫・妻) | 2. 息子     | 3. 娘           | 4. 子の配偶者       |
| 5. 兄弟・姉妹     | 6. 友人・知人  | 7. 医師・歯科医師・看護師 | 8. 民生委員        |
| 9. 自治会・町内会   | 10. 老人クラブ | 11. 社会福祉協議会    | 12. 地域包括支援センター |
| 13. ケアマネジャー  | 14. 役所・役場 | 15. その他 ( )    |                |

Q8. 病人を見舞うことができますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q9. 若い人に自分から話しかけることがありますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q10. 趣味はありますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q11. 生きがいがありますか

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q12. 地域活動等に参加していますか (いくつでも)

- |            |             |                         |
|------------|-------------|-------------------------|
| 1. 祭り・行事   | 2. 自治会・町内会  | 3. サークル・自主グループ (住民グループ) |
| 4. 老人クラブ   | 5. ボランティア活動 | 6. その他 ( )              |
| 7. 参加していない |             |                         |



Q6. お酒は飲みますか

1. ほぼ毎日飲む      2. 時々飲む      3. ほとんど飲まない      4. もともと飲まない

Q7. タバコは吸っていますか

1. ほぼ毎日吸っている      2. 時々吸っている      3. 吸っていたがやめた      4. もともと吸っていない

Q8. (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない

1. はい      2. いいえ

Q9. (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった

1. はい      2. いいえ

Q10. (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる

1. はい      2. いいえ

Q11. (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない

1. はい      2. いいえ

Q12. (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする

1. はい      2. いいえ

ご協力ありがとうございました。

記入もれがないか、今一度お確かめください。

記入した調査票を切り離すことなく、送付されたもの全て（表紙も含みます）を3つ折りにして同封した返信用封筒に切手を貼らずに投函してください。



## 第7次高齢者プラン策定経過

| 時 期 |                   |                             | 内 容               |
|-----|-------------------|-----------------------------|-------------------|
| 23年 | 5月30日             | 第1回社会福祉審議会全体会               | プランの概要説明          |
|     |                   | 第1回高齢者専門分科会                 | ニーズ調査項目の説明        |
|     | 6月24日             | 6月議会厚生委員会                   | プランの概要説明          |
|     | 8月 5日<br>～8月15日   | 日常生活圏域ニーズ調査の実施              |                   |
|     | 9～10月             | 素案作成作業                      |                   |
|     | 10月27日            | 第2回高齢者専門分科会<br>第1回介護保険運営協議会 | ニーズ調査結果<br>素案審議   |
|     | 11月 7日            | 厚生委員会（閉会中）                  | ニーズ調査結果<br>素案説明   |
|     | 11月18日<br>～12月 2日 | パブリックコメントの実施                |                   |
| 24年 | 1月18日             | 第3回高齢者専門分科会<br>第2回介護保険運営協議会 | 原案審議              |
|     | 2月 1日             | 厚生委員会（閉会中）                  | 施設整備および保険料<br>の説明 |
|     | 2月13日             | 第4回高齢者専門分科会<br>第3回介護保険運営協議会 | 成案の最終確認           |
|     |                   | 第2回社会福祉審議会全体会               | 成案決定              |
|     | 3月13日             | 2月議会厚生委員会                   | 成案報告              |
|     | 3月                | 第7次高齢者プラン公表                 |                   |

# 秋田市社会福祉審議会高齢者専門分科会 秋田市介護保険運営協議会 委員名簿

| 役 職 | 氏 名     | 団 体 名                   | 団体肩書        |
|-----|---------|-------------------------|-------------|
| 会長  | 柳 屋 道 子 | 秋田大学大学院医学系研究科           | 教授          |
| 副会長 | 佐 藤 広 美 | 秋田市老人福祉施設連絡協議会          | 会長          |
|     | 稲 庭 千弥子 | 秋田県介護老人保健施設連絡協議会        | 会長          |
|     | 黒 木 一   | 秋田市老人クラブ連合会             | 会長          |
|     | 佐 藤 敦 子 | 認知症の人と家族の会秋田県支部         | 代表          |
|     | 佐 藤 保   | 秋田市民生児童委員協議会            | 会長          |
|     | 佐 藤 めぐみ | 社団法人秋田中央薬剤師会            | 理事          |
|     | 清 水 由美子 | 秋田県中央地区介護支援専門員協議会       | 事務局<br>代表監事 |
|     | 千 葉 利 昭 | 秋田市歯科医師会                | 理事          |
|     | 花 田 正 志 | 秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会 | 会員          |
|     | 山 崎 弘 子 | 秋田県社会福祉士会               | 会員          |
|     | 吉 成 仁   | 秋田市医師会                  | 理事          |
|     | 面 山 恭 子 | 弁護士                     |             |
|     | 中 川 美津子 | 介護保険 1 号被保険者            |             |
|     | 皆 川 和 子 | 介護保険 1 号被保険者            |             |
|     | 佐 藤 幹 雄 | 介護保険 2 号被保険者            |             |
|     | 石 黒 久美子 | 介護保険 2 号被保険者            |             |

# 秋田市社会福祉審議会条例

平成12年3月27日条例第9号

改正 平成12年9月29日条例第48号

## (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。  
(平12条例48・一部改正)

## (調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。  
(平12条例48・一部改正)

## (任期)

第3条 審議会の委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

## (委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

## (会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

## (専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属す

る委員および臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。  
この場合において、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項および第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員又は臨時委員として任命されている者の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成12年5月8日までとする。

(秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

3 秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例（平成8年秋田市条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成12.9.29条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

## 秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に児童専門分科会、障がい者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 児童専門分科会

児童および母子の保健福祉に関する事項

(2) 障がい者専門分科会

障がい者（児）の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者専門分科会

高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会

地域福祉の推進に関する事項

2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要または異例な事項についてはこの限りでない。

3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。

(審査部会)

第4条 身体障がい者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障がい者専門分科会に審査部会を設置する。

2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 審議会は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第5条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項および令第3条第3項ならびに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(母子保健部会)

第5条 母子保健に関する事項を調査審議するため、児童専門分科会に母子保健部会を設置する。

(部会)

第6条 審議会が必要と認めるときは、審査部会および母子保健部会のほかに、専門分科会に部会を設置することができる。

2 部会（審査部会および母子保健部会を含む。以下同じ。）に委員の互選による部会長1人を置き、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議)

第7条 専門分科会および部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる専門分科会および部会の専門分科会長および部会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 審査部会

(任期)

第8条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会および部会の庶務は、委員長が定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年5月9日から施行する。

(秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止)

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱（平成9年5月9日審議会決議）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

# 秋田市介護保険運営協議会設置要綱

平成12年 4 月20日

市 長 決 裁

## (設置)

第1条 秋田市介護保険事業計画に基づく、介護保険事業の健全な運営と円滑な実施に資するため、秋田市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について、市長に意見を述べることができる。

- (1) 介護保険の給付に関する事項
- (2) 介護保険料に関する事項
- (3) 介護サービス利用者の擁護に関する事項
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、介護保険に関する事項

## (組織)

第3条 協議会は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する委員17人以内で組織する。

- (1) 秋田市社会福祉審議会高齢者専門分科会の委員 12人
- (2) 弁護士 1人
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下次号において「法」という。）第9条第1号に規定する第一号被保険者であって、介護経験を有するもの2人
- (4) 委嘱時に法第9条第2号に規定する第二号被保険者であって、介護経験を有するもの2人

2 前項第3号および第4号に掲げる委員は、公募により選出する。



(任期)

第4条 委員の任期は、前条第1項第1号に掲げる委員にあつては委嘱の日から当該委員に係る秋田市社会福祉審議会委員の任期の末日までとし、同項第2号から第4号までに掲げる委員にあつては委嘱の日から同項第1号に掲げる委員の任期の末日までとする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き、会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部介護・高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年１０月２４日から施行する。